

# 市の動き

## きたかみ輝くビジネスプラン応援事業 投資型クラウドファンディングの活用を支援

市は、きたかみ輝くビジネスプラン応援事業で第1号となる採択者を決定し、投資型クラウドファンディングの活用支援を行いました。同事業は、市内中小企業などの成長・発展や地域課題の解消を目的に、地域貢献につながる優れたビジネスプランの資金調達を市が支援するもの。行政が支援する投資型クラウドファンディングの活用は、県内で初めてです。

採択されたプランは、有限会社トロイカの「自社チーズケーキ工房の新設事業」。同社が経営するロシア料理レストランの隣に、見学などができるチーズ製造工場を移転するものです。同プランが実行されることで、市の物産の知名度向上と産業観光の振興につながる事が期待されます。市は、ファンド運営サイトの募集ページ作成にかかる初期費用を負担するなどして、同社のファンド組成を支援しました。募集ページの完成後11月7日に総額570万円のファンド募集を開始。当初の募集期間を6カ月としていま

したが、募集開始直後から多数の応募があり、2日間で募集総額に達しました。同社は今後、調達した資金をもとに新工場の設備を整えます。また、市は今後も各事業で、地域の発展につながる取り組みを支援します。

▼クラウドファンディングとは  
インターネットを介して、

## 石垣市・北上市中学生交流事業

友好都市石垣市と北上市の中学生交流事業は10月30日から11月2日に行われ、石垣市内の中学生20人が1日に市を訪れました。両市は、相互の文化に対する理解と絆を深めることを目的に、26年度から毎年中学生の交流を行っています(28年度を除く)。

生徒たちは市内の企業や施設を見学したほか、和賀中学校を訪問。同校で郷土芸能を発表し合ったり、意見交換を行ったりして生徒同士で交



募集開始に際して表敬訪問に訪れた(有)トロイカの高橋正代表(左)

不特定多数の個人から少額の資金を調達する仕組み。資金調達の目的や規模に応じて寄付型、購入型、投資型などの種類がある。

流しました。

来年度は北上市内の中学生が石垣市を訪問する予定です。



市役所を訪れ生徒代表であいさつする世持愛菜さん(石垣市立白保中3年・中央)

## 地域とはじめる環境報告会

地域とはじめる環境報告会は11日、14日、15日の3日間、それぞれ北工業団地にある3企業の施設で行われました。同報告会は、市内に工場をもつ企業と市の共催。地域住民などに企業の環境活動を紹介し、工場の安全性を周知することを目的に毎年開催されています。今回は、スリーエムジャパ

ンプロダクツ株式会社、株式会社ジャパンセミコンダクター、シチズン時計マニユファクチャリング株式会社の3社が実施。3日間で市民など約30人が参加しました。各社は参加者に環境関連施設を公開するとともに、環境活動の沿革や内容などを説明。その後、同活動などに関する意見交換を行いました。

## 消防団協力事業所表示証を新たに交付

市は、複数の従業員が消防団員として入団している事業所や、災害時などに消防団に資機材を提供している事業所などに対し、北上市消防団協力事業所表示証を交付しています。今回、11月2日付けで次の事業所に同表示証を交付しました。

○富栄電気株式会社(九年橋)  
これまでに交付を受けた協力事業所は24社となりました。認定の有効期間は、認定の日から2年。同表示証は事業所

などに掲示されています。  
▼申し込み・問い合わせ…消防防災課 ☎72-8305



富栄電気株式会社の八重樫チメ代表取締役(右)

# 個人・法人の事業主の皆さんへ 償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

市内で事業を行っていて、家屋以外の事業用の償却資産(構築物や設備、機械、備品など)を所有している人は、所得税、法人税の申告とは別に償却資産(固定資産税)の申告が必要です。  
▶問い合わせ…資産税課 ☎72-8212

**問：償却資産の申告はしないといけないのですか**

**答：**地方税法により、毎年1月1日における事業用の償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる事業用資産が申告の対象です。

## ■償却資産の例

業種	主な償却資産
賃貸アパートの経営	舗装路面、フェンス、植栽、エアコン、太陽光発電設備など
貸駐車場の経営	舗装路面、フェンス、車止めなど
飲食店	看板、厨房機器、接客用家具など
理容・美容業	看板、サインポール、理美容機器など
工場	プレス機、金型、溶接機、発電機など
農業	乾燥機、もみすり機、ビニールハウスなど
太陽光発電事業	架台、電力量計、設置に要した工事費など

**問：耐用年数7年の農業用機械を所有しています。償却資産(固定資産税)の申告をする期間は7年でよいですか**

**答：**事業に使用している間は課税対象となりますので、耐用年数の長さに関わらず申告が必要です。

**問：耕作していない畑に太陽光発電設備を設置して売電をしています。申告は必要ですか**

**答：**売電を主な目的としたものは申告が必要です。ただし、家庭用に使用した余り(余剰電力)を売電している人は申告の対象外となる場合があります。申告の際には架台、接続ユニット、電力量計など発電に必要なすべての設備のほか、設置に要した工事費を申告してください。なお、太陽光発電設備を設置するとその土地の評価が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**問：申告の方法を教えてください**

**答：**申告書に記入し、資産税課に提出してください。申告書は、市内で工場、賃貸業、農業、飲食店、商店などを営んでいて、事業用償却資産を所有している個人・法人に送付します。申告書が届いた場合は、償却資産の有無に関わらず必ず提出をお願いします。

申告書が届かない人や新たに事業を始めて償却資産を所有した人は、同課へご連絡ください。

●申告書の発送…12月8日(金)(予定)

●申告書の提出…30年1月31日(水)までに同課へ

「まち育て」雑考  
山登りは楽しい。途中、花々や鳥、時に小動物に出会う事もある。木漏れ日が揺れるブナ林を抜け、森林限界を越えると突然に開ける展望。ようやくたどり着いた山頂で、ただ今珈琲はまた格別である。岩場や沢渡りのスリルもあり、チョット苦しくても自分の脚で登らなければ、登山の喜びは得られない。  
私は時々「まち育て」を登山のようだと感じる。登山のようだと感じる。育てる地域資源を発掘し、育てる事で地域を元気にする活動である。その資源をどう料理するのか、「ああでもない、こうでもない」と仲間が集い、何日もかけて話し合う。いざ前に進むとすると思いがけない壁に突き当たり、また「ああでもない、こうでもないから」



だとして、行政は「まち育て」とどう向き合えば良いのだろうか。かつて人々の楽しいプロセスの一切を行政に任せようとしてきたのではないだろうか。確かに、行政は財源も情報もあり、結果を出そうとすればすぐにでも出せるのかもしれない。ヘリコプターで登頂するように。でも、本当にそれで良いのだろうか。  
自分の脚で一步一步、山に登るプロセス。地域資源を生かすべく組織を立ち上げ、考え、汗をかくプロセス。それを行政が奪ってしまっただけで、行政の動きが時にまどろっこしいと思うことがこの私にもある。その時はぜひ目を凝らして周りを見ていただきたい。そこには市民による「まち育て」の大切なプロセスが潜んでいるのかも知れないから。